

08953P-00 3度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

法人税法

完全無欠の総まとめ

令和3年度試験対策

合格ノウハウが凝縮された、要点整理テキスト！

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はじめに

本書は、税理士試験の重要科目の一つである「法人税法」について、項目（テーマ）別に、重要な論点をコンパクトにまとめたものです。

法人税法は「税法」の一つですが、税法は「法律」であることから、難解、かつ読み取りづらい文章が多く、そのとっつきにくさに戸惑ってしまうことも多いでしょう。そのため、効果的な勉強方法がつかめず、手探りの学習に陥ってしまいがちですが、本書は、各項目の最初に「学習のポイント」を表示するなど、初めて学ぶ人でも学習が効率的に進められるように、さまざまな工夫を凝らしてあります。ですから、「設例」を解き、「解説」で確認することで、無駄のない学習を進めていくことができるでしょう。

すでに一通り学習した人は、知識に欠落がないか、弱点はないかを「設例」を解きながら確認することができます。また、復習や試験前の総まとめの際にも最適なパートナーとなってくれるでしょう。

本書は、税理士試験で毎年抜群の実績を残しているTACで使用している基本テキストをはじめとする各種の教材をコンパクトにまとめたものですから、税理士試験に限らず、会計の実務の中で身につけておくべき算式を習得することができます。

税理士試験の勉強は、何度も繰り返し学習することで

習熟度を高めることができるものです。「本書の特長と使い方」を参考に、自己の習熟度を確かめながら、学習を進めてください。

本書が、「法人税法」を受験される方々の、力強い味方となり、皆さんの『合格』という栄冠獲得の一助となれば幸いです。

T A C 税理士講座

本書の特長と使い方

- ① 本書は、法人税の計算に関する基本論点を中心に収録しています。本書を順番に読み進め、理解していくことにより、法人税における所得金額の求め方及び納付税額の求め方が理解でき、また計算できるような構成になっています。

また、法人税法の「理論」のうち、計算に関係のある重要な論点についても収録してありますので、計算パターンはもちろんのこと、さまざまな適用要件等についても理解することができますでしょう。

- ② 各項目の最初に、効率の良い学習ができるように、「学習のポイント」として要点を提示しています。この「学習のポイント」に提示されている内容を確実に理解することを目標として、学習を進めていってください。
- ③ 各項目は税理士試験の重要度に応じて、「A☆☆☆」「B☆☆」「C☆」の3段階を明示しています。そのため、重要度の高い項目から取り組むなど、自己のスケジュールに合わせて学習することができます。
- ④ 重要な論点のうち、文章では理解しにくいものについては、できるだけ図表を示すことにより、視覚的に理解できるようにまとめてあります。図表を有効に活用してください。
- ⑤ 法人税の計算の中の重要な論点については、インプットした知識を正確にアウトプットできるようにするた

めの練習として、論点ごとに「設例」を設けました。ですから、手軽に持ち歩ける問題集としても活用することができます。なお、当該設例において**当期とあるのはとくに指示がある場合を除き、令和3年4月1日から令和4年3月31日までを指します**ので留意してください。

- ⑥ 「ここを覚えろ！」の中で、必ず覚えてほしいポイントをまとめてあります。
- ⑦ 各項目に関連する、覚えておきたい重要な語句、重要なポイントは色文字にしてありますので、一目で確認することができます。
- ⑧ 重要項目の理解と暗記には、繰り返し学習することが大切です。そこで、自己の学習がどの程度進んだかを確認できるように、各項目の最初のページに「学習度チェック」を付けました。

(本書は令和2年11月現在の法令に準拠しています。)

目次

☆☆☆：重要度A

☆☆：重要度B

☆：重要度C

1	法人税の概要		2
	〔1〕 法人税は、法人の所得に対して課される		2
	〔2〕 法人税は、国税である		2
	〔3〕 法人税は、直接税である		2
	〔4〕 法人税は、申告納税方式の税金である		3
	〔5〕 法人税の種類		3
	〔6〕 課税所得計算と別表4		4
	〔7〕 税額計算と別表1		4
2	同族会社・特定同族会社	☆☆☆	6
	〔1〕 概要		6
	〔2〕 同族会社		7
	〔3〕 留保金課税		9
3	別表5（一）	☆☆☆	16
	〔1〕 概要		16
	〔2〕 利益積立金額の計算に関する明細書（別表5（一）のⅠ）		17
	〔3〕 資本金等の額の計算に関する明細書（別表5（一）のⅡ）		24
4	受取配当等の益金不算入	☆☆☆	26
	〔1〕 制度の概要		26
	〔2〕 対象となる配当等の範囲		28
	〔3〕 短期保有株式等に係る配当等の適用除外		29
	〔4〕 控除負債利子		31
5	外国子会社から受ける配当等の益金不算入等	☆☆	34
6	みなし配当	☆☆☆	36
	〔1〕 資本の払戻し		38
	〔2〕 解散		39
	〔3〕 自己株式の取得（市場購入以外）		40
7	棚卸資産	☆☆	42
	〔1〕 期末評価方法		42
	〔2〕 取得価額		43

8	有価証券	☆☆☆	44
	〔1〕 有価証券の譲渡原価		44
	〔2〕 期末評価額		45
	〔3〕 取得価額		47
9	減価償却（普通償却）	☆☆☆	48
	〔1〕 減価償却資産の意義及び範囲		48
	〔2〕 償却費の損金算入		49
	〔3〕 償却限度額の計算要素		49
	〔4〕 償却方法		50
	〔5〕 期中供用資産の償却限度額		51
	〔6〕 グループピング		53
	〔7〕 償却費として損金経理した金額		54
	〔8〕 少額の減価償却資産の損金算入		55
	〔9〕 一括償却資産の損金算入		55
	〔10〕 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入		56
10	減価償却（特別償却）	☆☆☆	60
	〔1〕 制度の概要		60
	〔2〕 高度省エネルギー増進設備等の特別償却		61
	〔3〕 特定機械装置等の特別償却		62
	〔4〕 経営改善設備の特別償却		63
	〔5〕 特定経営力向上設備等の特別償却		65
	〔6〕 障害者を雇用する場合の割増償却		66
	〔7〕 特別償却不足額の繰越		67
11	特別償却準備金	☆☆☆	70
	〔1〕 積立て		70
	〔2〕 取崩し		72
	〔3〕 特別償却準備金積立不足額の繰越		73
12	繰延資産・金銭債務の償還差損益	☆☆☆	74
	〔1〕 範囲		74
	〔2〕 償却費の損金算入		75
	〔3〕 償却限度額		75
	〔4〕 少額繰延資産の損金算入		76
	〔5〕 償却期間		76
	〔6〕 分割払いの繰延資産		78
	〔7〕 金銭債務の償還差損益		81

13	外貨建取引等	☆☆	82
	〔1〕 外貨建取引の換算		82
	〔2〕 外貨建資産等の換算		82
	〔3〕 為替予約差額の配分		84
14	評価損益	☆☆☆	88
	〔1〕 原則的な取扱い		88
	〔2〕 評価益が認められる場合		88
	〔3〕 評価損が認められる場合		88
15	給与等	☆☆☆	94
	〔1〕 給与の範囲		94
	〔2〕 役員及び使用人兼務役員の判定		95
	〔3〕 役員の意義・範囲		96
	〔4〕 使用人兼務役員の意義・範囲		97
	〔5〕 使用人給与		99
	〔6〕 役員給与		100
16	寄附金	☆☆☆	104
	〔1〕 寄附金の意義及び範囲		105
	〔2〕 寄附金の分類		106
	〔3〕 寄附金の認識		107
17	交際費等	☆☆☆	110
	〔1〕 交際費等の意義・範囲		110
	〔2〕 交際費等の認識		112
	〔3〕 周辺費用との区分		113
	〔4〕 交際費等の例示		117
18	租税公課等	☆☆☆	118
	〔1〕 損金不算入の租税公課等		118
	〔2〕 損金算入の租税公課等		119
	〔3〕 納税充当金（法人税等未払金）		120
	〔4〕 還付金		122
	〔5〕 仮払租税公課		123
	〔6〕 【別表5（二）】（租税公課の納付状況等に関する明細書）		125
	〔7〕 消費税		135

19	貸倒損失	☆☆☆	138
	〔1〕 金銭債権の貸倒損失と貸倒引当金との関係		138
	〔2〕 法的な債権の消滅		139
	〔3〕 全額回収不能の場合		140
	〔4〕 売掛債権の特例		140
20	その他の損金	☆☆	142
	〔1〕 保険料		142
	〔2〕 ゴルフクラブ		144
	〔3〕 ロータリークラブ及びライオンズクラブ		144
21	圧縮記帳制度の概要	☆	146
	〔1〕 圧縮記帳の効果		146
	〔2〕 圧縮記帳の種類		146
	〔3〕 共通事項		147
22	国庫補助金等の圧縮記帳	☆☆	150
	〔1〕 圧縮額の損金算入		150
23	保険差益の圧縮記帳	☆☆	152
	〔1〕 圧縮額の損金算入		152
24	交換の圧縮記帳	☆☆	156
	〔1〕 圧縮額の損金算入		156
	〔2〕 時価の差が20%超の場合		158
25	特定資産の買換えの圧縮記帳	☆☆	162
	〔1〕 圧縮額の損金算入		162
26	収用等の圧縮記帳	☆☆	166
	〔1〕 圧縮額の損金算入		166
27	収用等の所得の特別控除	☆☆	170
	〔1〕 所得の特別控除		170
28	特別勘定	☆	174
	〔1〕 概 要		174
	〔2〕 国庫補助金等の特別勘定		176
	〔3〕 保険差益の特別勘定		177
	〔4〕 特定の資産の買換えの特別勘定		178
	〔5〕 収用等の特別勘定		179
	〔6〕 特別勘定経理後の所得の特別控除		180

29	先行取得の圧縮記帳	☆	184
	〔1〕概要		184
30	特定資産の交換の圧縮記帳	☆	188
	〔1〕圧縮額の損金算入		188
31	貸倒引当金	☆☆☆	192
	〔1〕概要		192
	〔2〕個別貸倒引当金		195
	〔3〕一括貸倒引当金		199
	〔4〕戻入れ		201
	〔5〕他の規定との関係		202
	〔6〕個別評価金銭債権と一括評価金銭債権		202
32	欠損金	☆☆☆	206
	〔1〕概要		206
	〔2〕青色欠損金の繰越控除		207
	〔3〕災害損失金の繰越控除		209
	〔4〕債務免除等があった場合の欠損金の損金算入		211
	〔5〕租税回避行為の防止		216
33	国外関連者との取引に係る課税の特例	☆☆	218
	〔1〕制度の内容		218
	〔2〕国外関連者に対する寄附金		220
34	国外支配株主等に係る負債利子等の課税の特例	☆	224
	〔1〕制度の内容		224
35	対象純支払利子等に係る課税の特例	☆☆	226
	〔1〕制度の内容		226
	〔2〕超過利子額の損金算入		228
36	試験研究費の特別控除	☆☆	230
	〔1〕制度の概要		230
	〔2〕試験研究費の総額に係る特別控除		230
	〔3〕中小企業者等の特別控除		232
	〔4〕特別試験研究費の特別控除		233
	〔5〕試験研究費の範囲		235
	〔6〕適用制限		236
	〔7〕計算パターン		237

37	資産取得・給与等の特別控除	☆☆☆	240
	〔1〕 高度省エネルギー増進設備等の特別控除		240
	〔2〕 特定機械装置等の特別控除		241
	〔3〕 経営改善設備の特別控除		243
	〔4〕 特定経営力向上設備等の特別控除		244
	〔5〕 給与等の引上げ及び設備投資等の特別控除		246
38	使途秘匿金の特別税額	☆☆	250
	〔1〕 制度の内容		250
	〔2〕 【別表1】への記載		251
39	所得税額控除	☆☆☆	252
	〔1〕 制度の内容		252
	〔2〕 元本の種類と按分計算		255
	〔3〕 所得税額控除と益金不算入となる配当等の範囲		258
40	外国税額控除	☆☆	260
	〔1〕 制度の内容		260
	〔2〕 控除対象外国法人税額【別表4】		261
	〔3〕 控除外国税額【別表1】		261
	〔4〕 外国税額控除の繰越		262
41	税効果会計	☆☆	266
	〔1〕 将来減算一時差異及び将来加算一時差異		266
	〔2〕 税効果会計に係る税務調整		268
42	借地権	☆	272
	〔1〕 地主法人の計算パターン		272
	〔2〕 権利金の認定（権利金と地代の関係）		272
	〔3〕 土地簿価一部損金算入		273
	〔4〕 権利金の認定が行われない場合（地代の認定）		274
	〔5〕 借地人が支払う更新料等の取扱い		275
43	リース取引	☆☆	276
	〔1〕 リース取引の意義		276
	〔2〕 売買とされるリース取引		276
	〔3〕 金融取引とされるリース取引		280

44	企業組織再編税制	☆☆☆	282
	〔1〕 合併		282
	〔2〕 分割型分割		283
	〔3〕 分社型分割		284
	〔4〕 現物出資		284
	〔5〕 現物分配		285
	〔6〕 株式交換		286
	〔7〕 株式移転		286
	〔8〕 株式交換等（株式交換又は株式移転）の課税関係		287
	〔9〕 株式分配		287
	〔10〕 非適格合併等により移転を受ける資産等の取扱い		288
45	グループ法人税制	☆☆☆	290
	〔1〕 完全支配関係		290
	〔2〕 100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等		291
	〔3〕 100%グループ内の法人間の寄附		294
	〔4〕 100%グループ内の法人間の現物分配		298
	〔5〕 100%グループ内法人の株式の発行法人に対する譲渡等		301
	〔6〕 その他の規定		303
■	索引		308

完全無欠の総まとめ

法人税法

1 法人税の概要

● 学習のポイント ●

- 1 法人税の性格、出題範囲を理解する。
- 2 法人税の納付税額の計算方法を理解する。

〔1〕 法人税は、法人の所得に対して課される

法人税は、会社その他の法人の儲け（これを「所得」という）を基準として課される税金であり、広義の所得税に属するといえる。個人の所得に対して課される税金が所得税であり、法人の所得に対して課される税金が法人税である。

〔2〕 法人税は、国税である

税金を課す者（これを「課税権者」という）が誰かによって税金を区分した場合、国が課す税金を「国税」といい、都道府県などの地方公共団体が課す税金を「地方税」という。

（例）国 税…法人税、所得税、相続税など
地方税…住民税、事業税、固定資産税など

〔3〕 法人税は、直接税である

税金を納める者（これを「納税者」という）が誰かによって税金を区分した場合、税金を最終的に負担する者（これを「担税者」という）と納税者が同一である税金を「直接税」といい、担税者と納税者が異なる税金を「間接税」という。

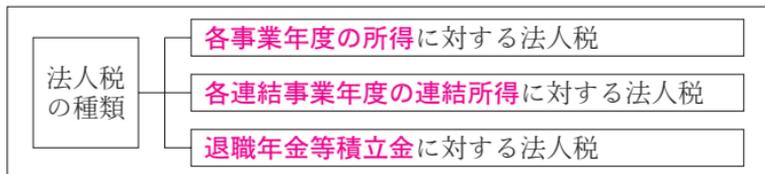
（例）直接税…法人税、所得税、相続税など
間接税…消費税、酒税など

〔4〕 法人税は、申告納税方式の税金である

徴収方法によって税金を区分した場合、税金を法人自らが計算し、自らが申告して納める方法を「申告納税方式」といい、税金を課す国や地方公共団体が税金を計算し、その計算された税金を納める方法を「賦課課税方式」という。

(例) 申告納税方式…法人税、所得税、相続税など
賦課課税方式…固定資産税、不動産取得税など

〔5〕 法人税の種類



法人税には3種類があるが、一般に法人税といわれるのは「各事業年度の所得に対する法人税」のことであり、受験上もこれを前提とした出題が中心であるため、本書においても「各事業年度の所得に対する法人税」を前提として解説することとする。

〔6〕 課税所得計算と別表4

法人税の課税所得は、企業利益と全く別に計算されるのではなく、確定した決算（株主総会の承認を受けた決算）に基づく企業利益に一定の調整を加えて計算することとしている。

【別表4】（所得の金額の計算に関する明細書）

区 分		金 額	計 算 過 程
会社計上当期利益		① 円	←税引後当期純利益
加 算	(益金算入) (損金不算入)		
	小 計	②	
減 算	(益金不算入) (損金算入)		
	小 計	③	
仮 計		①+②-③	
寄附金の損金不算入額 法人税額控除所得税額 控除対象外国法人税額		(加 算) ④	
合 計		仮計+④=⑤	
差 引 計		(同 上)	
欠損金等の当期控除額		△ (減算) ⑥	
総 計		⑤-⑥	
所 得 金 額		(同 上)	

〔7〕 税額計算と別表1

普通法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の税率は次のとおりである。

法人区分		税 率	
期末資本金 1億円以下	中小法人	所得金額のうち 年800万円以下の金額 (千円未満切捨)	15%
		年800万円を超える金額 (千円未満切捨)	23.2%
期末資本金1億円超	非中小法人	所得金額 (千円未満切捨)	23.2%

(注) 中小法人・非中小法人

期末資本金1億円以下の法人で、資本金5億円以上の法人(大法人)による完全支配関係(100%の支配関係をいう。)があるもの等を非中小法人、それ以外を中小法人という。

【別表1】（各事業年度の所得に係る法人税の申告書）

区 分		金 額	計 算 過 程
所 得 金 額		円	⇐別表4最終値
内 訳	年800万円相当額 (千円未満切捨)	①	
	年800万円超過額 (千円未満切捨)	②	
税 額	①×15%	イ	
	②×23.2%	ロ	
法 人 税 額		イ+ロ	
試験研究費の特別控除額 エネルギーの特別控除額 特定機械装置等の特別控除額 給与等の引上げ及び設備投資等の特別控除			(控除)
差 引 法 人 税 額			
課税留保金額に対する税額			(加算)
法 人 税 額 計			
控 除 所 得 税 額 控 除 外 国 税 額			(控除)
差引所得に対する法人税額 (百円未満切捨)			
中 間 申 告 分 法 人 税 額			(控除)
差 引 確 定 法 人 税 額			

2 同族会社・特定同族会社

重要度 A



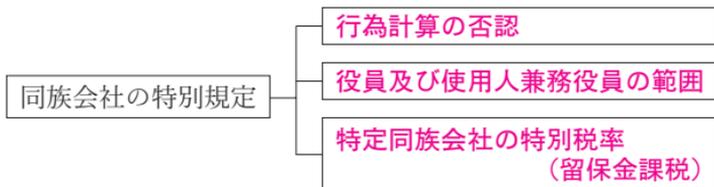
● 学習のポイント ●

- 1 同族会社の特別規定が適用される同族会社とはどのような会社かを理解する。
- 2 特定同族会社の特別税率（留保金課税）の適用法人及び計算構造をマスターする。

〔1〕 概要

同族会社（社長やその一族など少数の株主で構成されているいわゆる個人に類似した会社）においては、合法的ではあるが経済的合理性のない取引を行って、法人税の負担を不当に軽減するようなことがある。

そこで、同族会社については、一般に上場会社や個人事業者との課税の公平を図るため、次の特別規定を設けている。



〔2〕 同族会社

(1) 同族会社の意義

重要語句解説

会社の株主等（その会社が自己株式等を有する場合のその会社を除く。）の3人以下並びにこれらと特殊の関係のある個人及び法人が次の場合におけるその会社をいう。

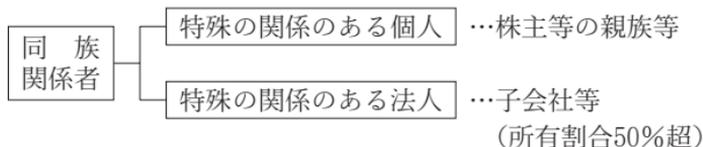
- (1) その会社の発行済株式等（自己株式等を除く。）の50%超を有する場合
- (2) その会社の議決権の50%超を有する場合
- (3) 合名会社等の社員の過半数を占める場合

(注) 議決権割合等による判定

3つの株主グループの持株割合が50%以下であっても、「その会社の議決権につきその総数の50%超の数を有する場合」や、「合名会社等の社員の総数の過半数を占める場合」には、同族会社に該当する。

なお、その会社の議決権につきその総数の50%超の数を有する場合とは、役員を選解任に関する決議など、一定の決議に係る議決権の過半数を有する場合をいう。

(2) 同族関係者



ここを覚えろ！

(1) 持株割合

① 株主グループの順位（自己株式は除外）

イ 第1順位 ××%

ロ 第2順位 ××%

ハ 第3順位 ××%

② 持株割合

イ+ロ+ハ

(2) 議決権割合

① 株主グループの順位（議決権のない株式は除外）

イ 第1順位 ××%

ロ 第2順位 ××%

ハ 第3順位 ××%

② 議決権割合

イ+ロ+ハ

(3) (1)と(2)のいずれが多い割合

(4) 同族会社の判定

イ+ロ+ハ $\begin{cases} >50\% & \therefore \text{同族会社} \\ \leq 50\% & \therefore \text{非同族会社} \end{cases}$

設 例

当社の株主（互いに特殊の関係はない。）の構成は、次のとおりである。なお、その他の株主はいずれも少数株主である。

株 主	持株数	議決権の数
A	240株	240個
B	160	0
C	100	100
D	80	80
E	80	40
F	80	40
G	60	0
その他の株主	200	0
合 計	1,000株	500個

解説

(1) 持株割合

$$\textcircled{1} \quad \begin{array}{ccc} \text{A} & \text{B} & \text{C} \\ 240\text{株} + 160\text{株} + 100\text{株} = 500\text{株} \end{array}$$

$$\textcircled{2} \quad \frac{500\text{株}}{1,000\text{株}} = 50\%$$

(2) 議決権割合

$$\textcircled{1} \quad \begin{array}{ccc} \text{A} & \text{C} & \text{D} \\ 240\text{個} + 100\text{個} + 80\text{個} = 420\text{個} \end{array}$$

$$\textcircled{2} \quad \frac{420\text{個}}{500\text{個}} = 84\%$$

$$(3) \quad (1) < (2) \quad \therefore 84\%$$

(4) 同族会社の判定

$$84\% > 50\% \quad \therefore \text{同族会社}$$

〔3〕 留保金課税

(1) 適用要件

- ① 適用法人…**特定同族会社**
- ② 適用要件…各事業年度の留保金額が留保控除額を超えること。

(注1) 特定同族会社

被支配会社で、株主等から被支配会社でない法人を除いて判定した場合においても、被支配会社となるもの（資本金の額が**1億円以下であるもの**にあつては、資本金の額が5億円以上である法人（大法人）による完全支配関係があるもの等に限る。）をいい、清算中のものを除く（期末の現況により判定する）。

(注2) 被支配会社

会社の株主等（その会社が自己株式等を有する場合のその会社を除く。）の1人並びにこれと特殊の関係のある個人及び法人が次の場合におけるその会社をいう。

- イ その会社の発行済株式等（自己株式等を除く。）の50%超を有する場合
- ロ その会社の議決権の50%超を有する場合
- ハ 合名会社等の社員の過半数を占める場合

●留保金課税の計算パターン（別表1で計算する）

(1) 当期留保金額

- ① 所得等の金額のうち留保した金額
 イ 別表4に留保欄が与えられない場合
 所得等の金額（所得金額＋課税外収入）－社外流出
 □ 別表4に留保欄が与えられた場合
 別表4留保欄最終値＋前期末配当等の額－当期末配当等の額
- ② 法人税額 ⇐ 差引所得に対する法人税額（百円未満切捨前）
 法人税額（基本税額）－特別控除額＋使途秘匿金の特別税額－控除所得税額－控除外国税額
- ③ 地方法人税額
- ④ 住民税額
 {法人税額（基本税額）＋使途秘匿金の特別税額－控除外国税額} × 10.4%
- ⑤ ①－②－③－④

(2) 留保控除額

- ① 所得基準額
 当期の所得等の金額 × 40%
- ② 定額基準額 $20,000,000円 \times \frac{12}{12}$
- ③ 積立金基準額（△の場合ゼロ）
 期末資本金額 × 25%－（期首利益積立金額－前期末配当等の額）
- ④ ①～③の最多

(3) 課税留保金額

(1)－(2)＝（千円未満切捨）

(4) 税率区分

- | | | |
|--------|---|-----------------------------|
| (3)のうち | { | ①年3,000万円以下の金額……………10% |
| | | ②年3,000万円超年1億円以下の金額……………15% |
| | | ③年1億円超の金額……………20% |

(5) 特別税額

(4)① × 10% + (4)② × 15% + (4)③ × 20%
 ⇒ 差引法人税額の下で加算

(2) 当期留保金額

$$\text{当期留保金額} = \text{所得等の金額のうち留保した金額} - \text{法人税額} - \text{地方法人税額} - \text{住民税額}$$

① 所得等の金額のうち留保した金額

$$\frac{\text{所得金額} + \text{課税外収入} - \text{社外流出}}{\text{所得等の金額}}$$

② 法人税額 ⇨ 差引所得に対する法人税額（百円未満切捨前）

$$\text{法人税額} + \text{特別税額} - \text{使途秘匿金控除} - \text{所得税額} - \text{外国税額}$$

③ 地方法人税額

④ 住民税額

$$\left\{ \text{法人税額} + \text{特別税額} - \text{使途秘匿金控除} - \text{外国税額} \right\} \times 10.4\%$$

（注）「住民税額」の計算上、次のものは控除しない。

- イ 特別控除額
- ロ 控除所得税額

(3) 留保控除額

所得基準額

定額基準額

積立金基準額

最多 ⇨ 当期留保金額から
控除する

① 所得基準額

$$\text{当期の所得等の金額} (\text{所得金額} + \text{課税外収入}) \times 40\%$$

② 定額基準額

$$2,000\text{万円} \times \frac{\text{当期の月数}}{12}$$

③ 積立金基準額

$$\text{期末資本金額} \times 25\% - (\text{期首利益積立金額} - \text{前期末配当等の額})$$

(< 0 → 0)

■ 設 例

当社（当期末における資本金の額は120,000,000円、資本金等の額は150,000,000円である。）の特定同族会社の特別税率による特別税額を計算しなさい。

- (1) 当期における所得金額は、40,000,000円である。
なお、当期における別表4 留保欄・最終値は、37,350,000円である。
- (2) 上記(1)の所得金額の計算上、留意すべき金額には、次のものがある。
 - ① 当期に開催した定時株主総会の決議による前期末配当
5,000,000円
 - ② 翌期に開催する定時株主総会の決議による当期末配当
4,750,000円
 - ③ 交際費等の損金不算入額
1,250,000円
 - ④ 受取配当等の益金不算入額
500,000円
 - ⑤ 収用等の所得の特別控除額
4,300,000円
 - ⑥ 寄附金の損金不算入額
1,000,000円
 - ⑦ 法人税額控除所得税額
150,000円
 - ⑧ 控除対象外国法人税額
50,000円
- (3) 当期における別表1に記載された金額には、次のものがある。
 - ① 税率適用後の算出税額
9,280,000円
 - ② 給与等の引上げ及び設備投資等の特別控除額
80,000円
 - ③ 控除所得税額
150,000円
 - ④ 控除外国税額
50,000円
 - ⑤ 中間申告分法人税額
7,000,000円
- (4) 当社の前期末における利益積立金額は25,000,000円である。
- (5) 留保金課税の計算で用いる当期の地方法人税額は947,600円であるものとする。

(注) 当期とは令和3年4月1日から令和4年3月31日までを意味します。以降の設問においても同様ですので留意してください。

解 説

(1) 当期留保金額

① 所得等の金額のうち留保した金額

$$\begin{array}{r} \text{前期末配当} \quad \text{当期末配当} \\ 37,350,000\text{円} + 5,000,000\text{円} - 4,750,000\text{円} = 37,600,000\text{円} \end{array}$$

② 法人税額

$$\begin{array}{r} \text{給与等} \quad \text{所得税} \quad \text{外国税} \\ 9,280,000\text{円} - 80,000\text{円} - 150,000\text{円} - 50,000\text{円} \\ = 9,000,000\text{円} \end{array}$$

③ 地方法人税額 947,600円

④ 住民税額

$$\begin{array}{r} \text{外国税} \\ (9,280,000\text{円} - 50,000\text{円}) \times 10.4\% = 959,920\text{円} \end{array}$$

⑤ ① - ② - ③ - ④ = 26,692,480円

(2) 留保控除額

① 所得基準額

$$\begin{array}{r} \text{受配} \quad \text{収用等} \\ (40,000,000\text{円} + 500,000\text{円} + 4,300,000\text{円}) \times 40\% \\ = 17,920,000\text{円} \end{array}$$

② 定額基準額

$$20,000,000\text{円} \times \frac{12}{12} = 20,000,000\text{円}$$

③ 積立金基準額

$$\begin{array}{r} \text{前期末利積} \quad \text{前期末配当} \\ 120,000,000\text{円} \times 25\% - (25,000,000\text{円} - 5,000,000\text{円}) \\ = 10,000,000\text{円} \end{array}$$

④ ①～③の最多 ∴ 20,000,000円

(3) 課税留保金額

$$26,692,480\text{円} - 20,000,000\text{円} = 6,692,480\text{円} \Leftrightarrow 6,692,000\text{円}$$

(千円未満切捨)

(4) 税率区分

$$6,692,000\text{円} \leq 30,000,000\text{円} \times \frac{12}{12} \quad \therefore 10\%$$

(5) 特別税額

$$6,692,000\text{円} \times 10\% = 669,200\text{円}$$

ロ 減算・留保

⇒ **所得の減少とともに純資産も減少する項目**

— 〈具体例〉 —

- (a) 内部取引事項の前期否認額の認容
- (b) 会計処理の修正、期間帰属のズレ等
- (c) 法人税等の本税の還付金
- (d) 住民税の本税の還付金

③ 社外流出欄

イ 当期利益からの社外流出

⇒ 剰余金の配当等により純資産が減少する項目

— 〈具体例〉 —

- (a) 当期に決議された前期の期末配当
- (b) 当期に行った中間配当

ロ 加算・社外流出

⇒ **所得は増加するが、純資産は増加しない項目**

— 〈具体例〉 —

- (a) 損金不算入の租税公課、罰科金等
(法人税等・住民税の本税を除く)
- (b) 損金不算入の給与（役員給与の損金不算入額）
- (c) 交際費等の損金不算入額
- (d) 外国源泉税の損金不算入額
- (e) 寄附金の損金不算入額
- (f) 法人税額控除所得税額
- (g) 控除対象外国法人税額

ハ 減算・課税外収入

⇒ **所得は減少するが、純資産は減少しない項目**

— 〈具体例〉 —

- (a) 受取配当等の益金不算入額
- (b) 外国子会社から受ける配当等の益金不算入額
- (c) 受贈益の益金不算入額
- (d) 所得税等の還付金
(法人税等・住民税の本税を除く)
- (e) 収用等の所得の特別控除額など
- (f) 欠損金等の当期控除額

税理士受験シリーズ
2021年度版 法人税法 完全無欠の総まとめ

発行日 2021年1月24日
初版発行
編著者 TAC株式会社 (税理士講座)
発行者 多田敏男
発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)
〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話 (営業) 03-5276-9492
FAX 03-5276-9674
<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2021

管理コード 08953P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。